

「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」の運用について 緑化面積の具体的な解釈及びその算定方法ガイドライン

〔施行：平成26年3月31日〕
〔一部変更：令和4年3月31日〕

第1 策定の目的

関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画（以下、「景観計画」という。）においては、その基本理念の中で「緑の中の都市」の建設を目指し、景観形成に当たっては、「緑豊かで親しみやすい景観」を形成することとしている。

この緑豊かな景観を実現するため、景観計画の緑化の基準を定めているところであるが、緑化の基準「イ」について具体的な解釈及びその算定方法を明確にし、より緑豊かな景観形成等に資することを目的として、このガイドラインを定めるものとする。

<景観計画の緑化の基準 抜粋>

- ア 緑化面積には樹木、草花、芝等の植栽地のほか、池、噴水、水流等の修景施設を含むものとする。
- イ 地上以外の緑化について、地上の緑化面積と同等以上に景観上の効果が認められる場合は、地上の緑化面積相当分を緑化面積に含むものとする。

第2 具体的な解釈 及び 算定方法（イの基準について）

1 具体的な解釈

○「地上以外の緑化について、地上の緑化面積と同等以上に景観上の効果が認められる場合」として次のものをその対象とする。

- (1) 屋上緑化
- (2) 壁面緑化

○「地上の緑化面積相当分」とは、次の算定方法による面積とする。

2 算定方法

(1) 屋上緑化

○植栽で形成する屋根面を緑化面積とできる。

※屋根形状は問わず、水平投影面積を適用する。(図1、参照)

※ベランダ等緑化を含む。ただし、プランター等の簡易に移動できるものは除く。

※太陽光発電パネル等の環境施設を緑化面積に含むことができる。

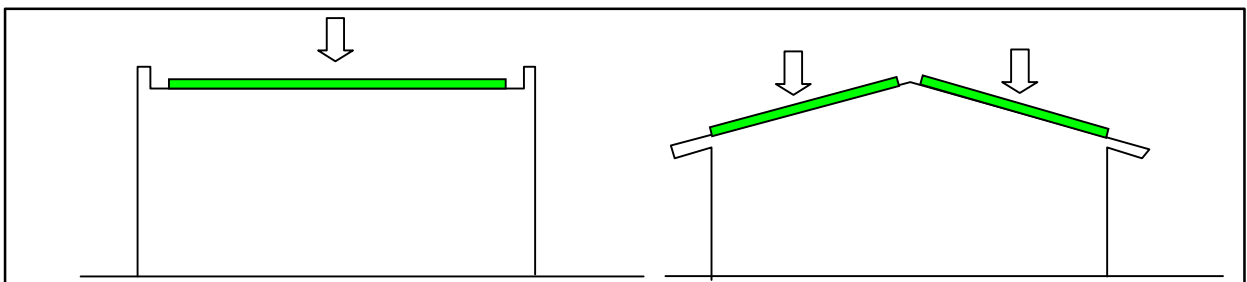


図1

(2) 壁面緑化

(生垣、緑化したフェンス等で壁面を構成する緑化については、敷地内に十分な植栽があることを前提として、対象に含む)

○植栽で形成する壁面を緑化面積とできる。

ただし、生垣、緑化したフェンス等は、地上から高さ 0.8m 以上のところにある部分を地上以外の緑化とし、緑化面積として適用する。(図 2、参照)

また、将来の成長と良好な保全が適切に行われると認められる場合には、植栽の成長を考慮した緑化面積を適用できる。

※ユニット型、登はん型及び下垂型等の形態は問わず、垂直投影面積を適用する。(図 3、参照)

※傾斜壁や階段状の壁面も、垂直投影面積を適用する。

※石垣、擁壁等の上に生垣や緑化したフェンスがある場合は、石垣、擁壁等の上から、高さ 0.8m 以上のところある部分を地上以外の緑化とし、緑化面積として適用する。

※ツタ植栽を使用する場合は、植栽設置間隔や緑化密度に十分配慮した計画とし、良好な状態が保てるように努めること。

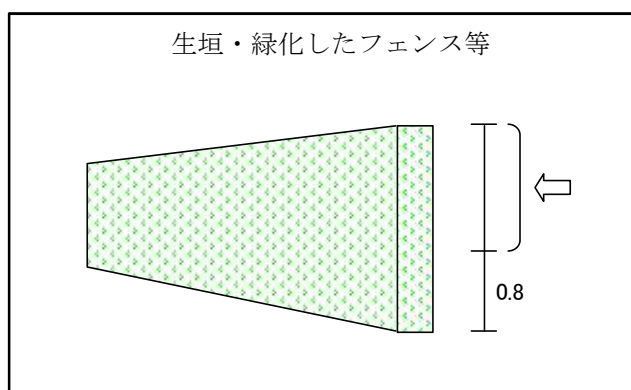


図 2

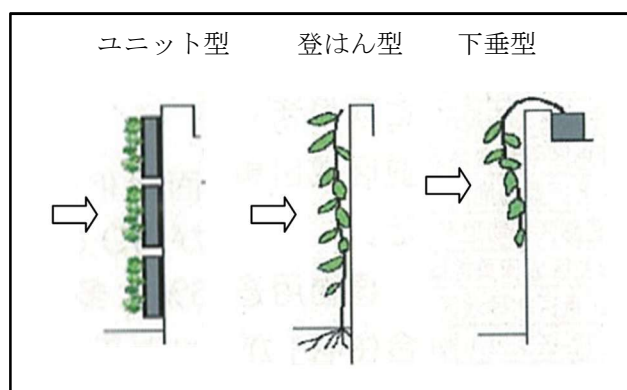


図 3

第3 適用の範囲

敷地面積に対して、下表のとおりとする。

	アの基準	イの基準
低密度区域	30%以上	5%まで
高密度区域	10%以上	2%まで